

令和5年度
(令和5年4月1日改正)

函館市中小企業融資制度要綱

函館市経済部

目 次

総 則	1
別表（第7条, 第8条関係）	4
一般支援資金	8
小口ファイト資金	9
産業活性化資金	10
チャレンジ資金	12
別図 中心市街地の地域および地区	14
IT・ロボット等活用生産性向上資金	17
魚種転換支援資金	19
協同組合等事業資金	21
緊急対策資金	23
補 則	25
様式1 函館市中小企業融資制度（融資・融資あっせん）申込書	26
様式2 函館市中小企業融資制度融資あっせん書	27
様式3 函館市中小企業融資制度融資実行報告書	28
様式4 函館市中小企業融資制度償還状況報告書	29
様式5 新規開業等事業計画書	30
様式6 事業計画書	34
様式7 被災状況等申告書	37
様式8 経営改善等確認書	39
<参考> 中小企業信用保険法第2条第1項第2号に規定する政令特例業種	41

函館市中小企業融資制度要綱

総 則

(目 的)

第1条 函館市中小企業融資制度は、市内中小企業者等の経営の安定および設備の近代化を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

ア 小売業

資本金の額もしくは出資の総額が 5,000 万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社および個人

イ サービス業

資本金の額もしくは出資の総額が 5,000 万円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社および個人

ウ 卸売業

資本金の額もしくは出資の総額が 1 億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社および個人

エ 製造業、建設業、運輸業およびその他の業種

資本金の額もしくは出資の総額が 3 億円以下の会社または常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社および個人

オ 特例業種

中小企業信用保険法第2条第1項第2号による政令特例業種については、当該政令により定める業種に属する事業を主たる事業とする事業者について、資本金の額もしくは出資の総額または常時使用する従業員の数の基準をそれぞれ政令で定める基準以下とする。

カ 医業を主たる事業（老人保健施設を含む。）とする法人（医療法人、財団法人、社団法人または社会福祉法人）

常時使用する従業員の数が 300 人以下のもの

キ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人）

常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業者については 50 人、卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者は 100 人）以下のもの

(2) 協同組合等

事業協同組合，事業協同小組合，企業組合，協業組合，商店街振興組合，協同組合連合会および商店街振興組合連合会

(3) 中小企業者等

中小企業者および協同組合等

(融資の種類)

第3条 本制度による融資の種類は，次のとおりとする。

- (1) 一般支援資金
- (2) 小口ファイト資金
- (3) 産業活性化資金
- (4) チャレンジ資金
- (5) IT・ロボット等活用生産性向上資金
- (6) 魚種転換支援資金
- (7) 協同組合等事業資金
- (8) 緊急対策資金

(融資対象)

第4条 本制度における融資の対象となる者は，この要綱で定める各資金の融資対象者で，次の各号に掲げる要件を具備するものとする。

- (1) 市内に事業所を有していること。（市外において原則として同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者が市内における事業所の新設（新築のほか，増改築，中古物件の購入を含む。）に関し産業活性化資金の融資を受ける場合および新たに事業を開始するためチャレンジ資金の融資を受ける場合を除く。）
- (2) 借入金の返済が確実に認められること。
- (3) 許認可等を必要とする事業を営む者にあつては，その許認可等を受けていること。
- (4) 北海道信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種に属する事業を営んでいること。
- (5) 融資の対象となる設備投資は，市内で実施されるものであること。
- (6) 市税の納入状況が良好であること。
- (7) 協同組合等（企業組合を除く。）にあつては，その主たる事務所を市内に有し，かつ，組合員の3分の2以上が市内に事業所を有している中小企業者であることとし，企業組合にあつては，その主たる事務所を市内に有し，かつ，組合員の3分の2以上が市内に住所を有する者であること。

(融資限度額)

第5条 この要綱で定める各資金の融資限度額については，既往貸付残高を含むものとする。

(融資利率の改定)

第6条 融資利率の改定については、別に定める。

(融資および融資あっせん)

第7条 融資を受けようとする者は、申込書(様式1)に関係書類を添付の上、別表に掲げる取扱金融機関(以下「金融機関」という。)に申込みするものとする。

2 融資あっせんを受けようとする者は、申込書(様式1)に関係書類を添付の上、函館商工会議所に申込みするものとする。

3 函館商工会議所は、前項の申請を受けた後、その内容を検討し、融資あっせんすることが適当と認めたときは、融資あっせん書(様式2)により、金融機関へ融資あっせんするものとする。ただし、一般支援資金、小口ファイト資金については、融資あっせんを省略するものとする。

(融資の原資)

第8条 市長は、本制度の運営にあたり、別表に掲げる市長が定める金融機関が、この要綱に定める各資金の融資に必要な原資を、別に定める運用表に基づき、金融機関に、予算の範囲内において預託する。

(金融機関の責務)

第9条 金融機関は、前条の原資に一定の金額を上積みし、市長の指定する融資枠を設定するものとし、常に函館商工会議所と連携を保ち、本制度の円滑な運用に努めなければならない。

2 金融機関は、本制度による融資に当たり、歩積預金、両建預金等の拘束性預金の要求をしてはならない。

3 金融機関は、本制度による融資について他の融資と明確に区分して処理するものとする。

(指導および相談)

第10条 融資に関する指導および相談は、函館商工会議所および金融機関で行うものとする。

別表（第7条，第8条関係）

取扱金融機関	取扱店舗
北海道銀行	函館支店および函館駅前支店
青森銀行	市内の支店
みちのく銀行	市内の支店および七重浜支店
北陸銀行	市内の支店
北洋銀行	市内の支店（未広町支店を除く） および七重浜支店
渡島信用金庫	市内の支店および鹿部支店
道南うみ街信用金庫	市内の支店ならびに七重浜支店， 北斗支店および七飯支店
商工組合中央金庫	市内の支店
函館商工信用組合	市内の本・支店および北斗支店

【 取 扱 細 目 】

1 定義（要綱第2条）関係

（1）「会社」について

会社とは、株式会社、合名会社、合資会社および合同会社をいう。

※「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づく特例有限会社を含む。

（2）「常時使用する従業員の数」について

- ・本店、支店、工場等の総数による。（協同組合等の場合は、協同組合等自体の従業員数とする。）
- ・法人の役員、個人事業主、個人の場合の家族従業員（事業主と生計を一にする3親等以内の親族）は含まない。
- ・常時使用するとは、雇用形態ではなく、常時就業しているものであり、年間を通じて営業日数の概ね2分の1以上勤務しているもの、およびパートタイム労働者等についても長期にわたり勤務しているものは常時使用する従業員とする。
- ・パートタイム労働者等について、人数の算定が困難な場合（曜日により人数や人員が異なる等）は、1年間で平均的な週の総労働時間に対する、法定労働時間（週40～46時間）の割合をもって、人数を算定する。

※臨時従業員人数算定方法

$$1 \text{ 年間で平均的な週の総労働時間} \div \text{法定労働時間（週40～46時間）} \\ = \text{臨時従業員人数}$$

（注）法定労働時間については、業種によって異なります。

（3）主たる事業の取扱い

複数の業種を営んでいる場合は、生産額、売上額等を比較して、いずれか多い方を主たる事業とする。

2 融資対象（要綱第4条）関係

（1）「個人から法人成りした場合」について

- ・代表者が同一で、かつ同一事業の継続であると認められる場合、事業実績を通算する。

（2）「本社が市外にあり、支店等が市内にある場合」について

次に該当する場合は、融資対象とする。

- ・市内の支店等の事業実績が1年以上であること。（市内において現在の事業以外の新分野の事業に進出するため産業活性化資金の融資を受ける場合に限る。）
- ・資金使途が市内の支店等に係る事業資金であること。

（3）「同一事業の取扱い」について

- ・原則として日本標準産業分類の小分類による。

(4) 「市税の納入状況」について

- ・各資金の申し込みに際しては、納税証明書を添付すること。

3 融資限度額（要綱第5条）関係

- (1) 一般支援資金の融資限度額には、金融・景気対策資金（平成21年4月1日廃止）、青函地域活性化資金（平成31年4月1日廃止）の既往貸付残高を含むものとする。
- (2) 小口ファイト資金の融資限度額は2,000万円。ただし、既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限るものとする。
- (3) 産業活性化資金の融資限度額には、テクノパーク立地資金（平成15年8月1日廃止）の既往貸付残高を含むものとする。

4 融資あっせん（要綱第7条）関係

融資あっせんを円滑に実行させるため必要に応じ、函館商工会議所は金融機関および保証協会と事前に協議を行うものとする。

5 その他

(1) 資金使途について

- ・資金使途は、事業の用に供する運転資金・設備資金に限る。ただし、保証協会の保証付きの函館市の中小企業融資制度資金を一般支援資金、小口ファイト資金または保証協会の保証付きの緊急対策資金で借り換える場合および保証協会の保証付きの北海道の中小企業制度融資資金や金融機関の資金を一般支援資金で借り換える場合に限り、借り換えに要する資金を使途とすることができるものとする。
- ・対象業種と対象外業種を兼業している場合は、資金が対象業種に使用されることが明らかなものについてのみ対象とする。
- ・設備資金で対象部分と対象外部分がある場合、対象部分の算定は、見積書によるものとするが、見積書を分けることが困難な場合は、対象部分と対象外部分の床面積の割合をもって算定する。

(2) 土地・建物の取得資金について

- ・土地のみの取得資金は認めない。
- ・土地については、原則として構築物の新增改築時に取得（土地売買契約締結後）もしくは取得済（1年以内）の場合に限り融資対象とし、その建物の規模に対し、適正と認められる敷地面積について対象とする。特に、駐車場、資材置場等への利用については、舗装、範囲を特定する柵、看板等の整備を必要とするものとする。
- ・建物の建築面積が敷地面積の10%以下のような極端な場合は建ペイ率で逆算した部分のみを対象とする。

(3) 取り壊し費用について

- ・取り壊し費用のみは認めない。
- ・取り壊し費用については、原則として設備および構築物等の新增設および改造に必要な取り壊しの場合に限り融資対象とし、その設備および構築物等の規模に対し、適正と認められる取り壊し費用について対象とする。

(4) 融資対象は、中古設備および中古構築物等の取得資金も対象とする。

(5) 中小企業者等に対する金融の円滑化への対応について

ア 金融機関が貸付条件の変更等を行う場合に限り、この要綱に定める各資金の融資期間を超える延長を行うことができることとする。

イ 金融機関は、アの規定により融資期間を超える延長を行った場合は、その状況について毎月分を翌月の10日までに償還状況報告書(様式4)により函館商工会議所に報告するものとする。

ウ 既に廃止された函館市中小企業融資制度の各資金において融資残高を有している者についても、アおよびイの規定と同様の取扱いとする。

エ 金融機関は、ウの規定により、損失補償契約の対象となっている資金について、融資期間を超える延長を行おうとする場合は、当該延長を行おうとする日の20日前までに市に報告するものとする。

一 般 支 援 資 金

1 目 的

この資金は、中小企業者等の育成振興に資するため信用を保証し、これに必要な資金を融資することによりその経済的地位の向上、経営基盤の安定を図ることを目的とする。

2 融 資 対 象

この資金の融資の対象となる者は、市内に事業所を有し、今後も事業を継続しようとする中小企業者等とする。

3 融 資 条 件

この資金の融資条件は次のとおりとする。

(1) 資金使途、融資限度額、融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
運転資金	4,000万円	10年以内 (2年以内)	別に定める。
設備資金	6,000万円	15年以内 (3年以内)	

※経営革新等支援機関または商工会議所の経営指導を受けており、経営改善等確認書（様式8）により、経営改善に努めていると認められる者については、融資利率が優遇される。

※資金使途については、運転・設備資金の併用も認める。ただし、併用の場合の融資条件は、運転資金の範囲内とする。

(2) 返済方法

原則として均等分割月賦返済または一括返済

(3) 信用保証

すべて保証協会の保証付きとする。

(4) 担保および保証人

保証協会の定めるところによる。

4 融 資 の 報 告

金融機関は、毎月10日までに前月中のこの資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

小口ファイト資金

1 目的

この資金は、国の全国統一保証制度の対象であり、小規模の事業者に対し、事業活動に必要な資金を融資することにより、金融・経済環境の変動への対応や、経営の安定化を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の対象となる者は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号のいずれかに該当する小規模企業者とする。

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途，融資限度額，融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
運転資金	2,000万円	10年以内 (1年以内)	別に定める。
設備資金			

※ただし、融資限度額は既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲以内となる新規の保証に限る。

※経営革新等支援機関または商工会議所の経営指導を受けており、経営改善等確認書（様式8）により、経営改善に努めていると認められる者については、融資利率が優遇される。

(2) 返済方法

原則として均等分割月賦返済。ただし、融資期間1年以内の融資については、一括返済も可とする。

(3) 信用保証

保証協会の「小口零細企業保証」付とする。

(4) 担保および保証人

保証協会の定めるところによる。

4 融資の報告

金融機関は、毎月10日までに前月中のこの資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

産業活性化資金

1 目的

この資金は、店舗、工場、観光施設、環境保全施設、駐車場等の近代化を行う中小企業者等に対し融資することにより、本市産業の活性化を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、今後も事業を継続しようとする中小企業者等で、函館商工会議所が事業計画に妥当性があると判断したもの。
- (2) 市外において原則として同一事業を1年以上営んでいる中小企業者等で、市内において事業所を新設（新築のほか、増改築、中古物件の購入を含む。）しようとするもの。この場合、市内に事業所を有するか否かは問わない。
- (3) 市内において原則として同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者等で、市内において現在の事業以外の新分野の事業に進出しようとするもの。

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途、融資限度額、融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
設備資金	2億円	15年以内（3年以内）	別に定める。

※経営革新等支援機関または商工会議所の経営指導を受けており、経営改善等確認書（様式8）により、経営改善に努めていると認められる者については、融資利率が優遇される。

※自然エネルギー発電施設の新増設費用については、融資利率が優遇される。

※店舗・工場等の施設の耐震改修費用については、融資利率が優遇される。

- (2) 返済方法 原則として均等分割月賦返済とする。
- (3) 信用保証 必要により保証協会の保証を付けることがある。
- (4) 担保および保証人 取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

【 取 扱 細 目 】

1 申込必要書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式6）
- (3) 最近2年間の決算書（個人の場合 確定申告書の写し，決算書・内訳書等）
- (4) 見積書
- (5) 設備等の図面
- (6) 建築確認申請書・確認済証の写し（建築確認申請が必要な場合）
- (7) 土地売買契約書の写し（土地を融資対象とする場合）
- (8) 会社または協同組合等の場合 会社または協同組合等の登記事項証明書
（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (9) 現況写真
- (10) 納税証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (11) その他函館商工会議所が必要と認めるもの

チャレンジ資金

1 目的

この資金は、市内において新たに開業しようとする者等に対し、必要な運転資金や設備資金を融資することにより、起業化の促進および産業の活性化を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の融資の対象となる者は、函館商工会議所が事業計画等に妥当性があると判断する者で、次に掲げるものとする。

- (1) 市内において、2か月以内に新たに中小企業である会社を設立して事業を開始する個人もしくは会社または1か月以内に新たに事業を開始する市内に住所を有する個人。
- (2) 市内において、事業を開始している中小企業である会社、協同組合等または市内に住所を有する個人で、事業開始後1年未満のもの。

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途、融資限度額、融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
運転資金	2,000万円	10年以内 (2年以内)	別に定める。
設備資金			

※ただし、融資限度額は、2(1)に該当する者で保証協会の保証を付けない場合については、開業に要する資金等の70%以内の額とする。

※中心市街地での開業については、融資利率が優遇される。

- (2) 返済方法 原則として均等分割月賦返済とする。
- (3) 信用保証 必要により保証協会の保証を付けることがある。
- (4) 担保および保証人 取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

【 取 扱 細 目 】

1 申込必要書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 新規開業等事業計画書（様式5）
- (3) 資格，許可，認可，免許および届出などを必要とする業種にあつては，その
証明書の写し又は取得見込みを証する書類
- (4) 見積書
- (5) 設備等の図面
- (6) 土地を融資対象とする場合土地売買契約の写し
- (7) 建築確認申請が必要な場合 建築確認申請書・確認済証の写し
- (8) 現況写真
- (9) 会社または協同組合等の場合 会社または協同組合等の登記事項証明書
(コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの)
- (10) 個人の場合 住民票（本人のみのもの）
(コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの)
- (11) 納税証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (12) その他函館商工会議所が特に必要と認めるもの

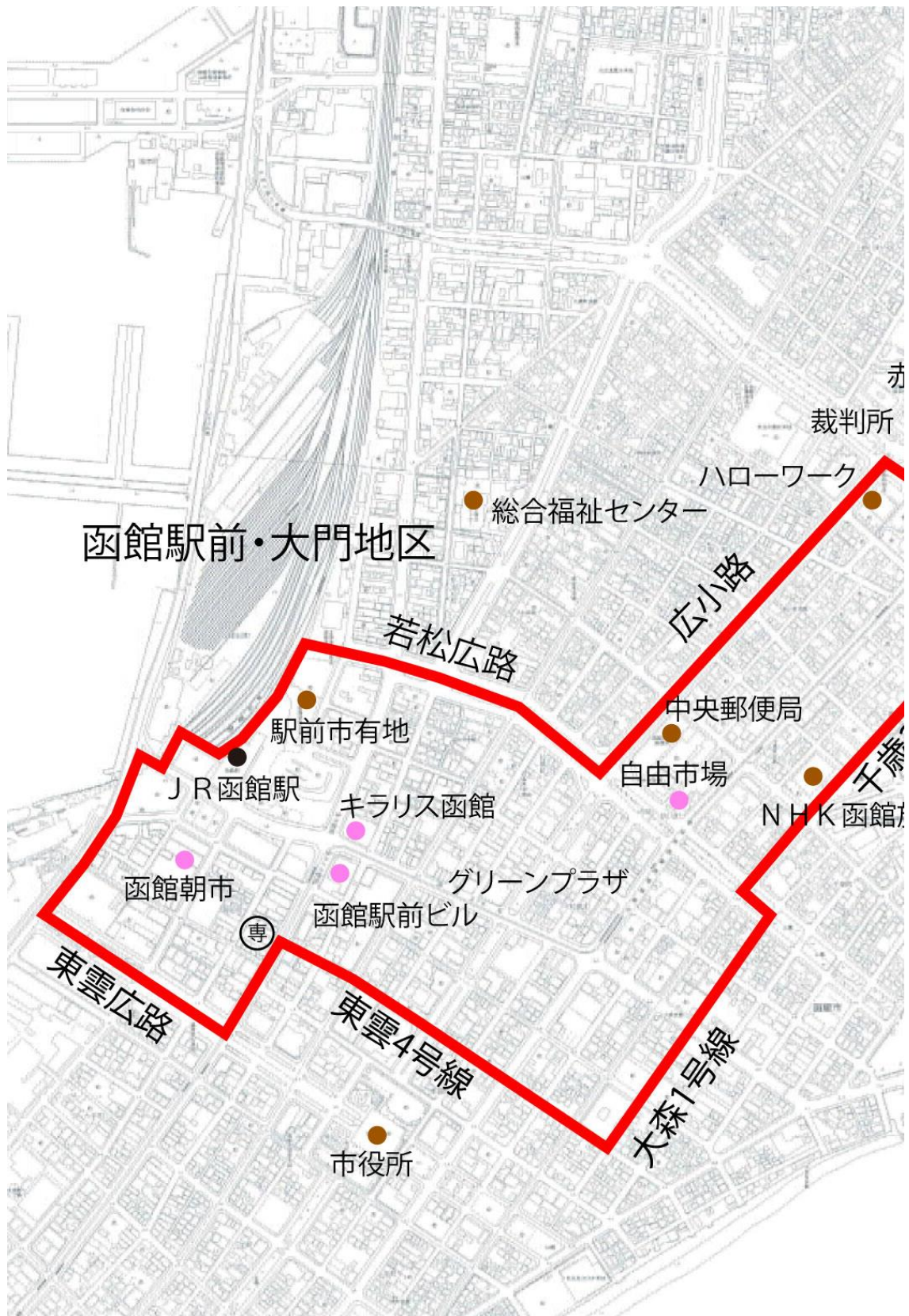
2 中心市街地での開業

3（1）に規定する中心市街地は，別図のとおりとする。

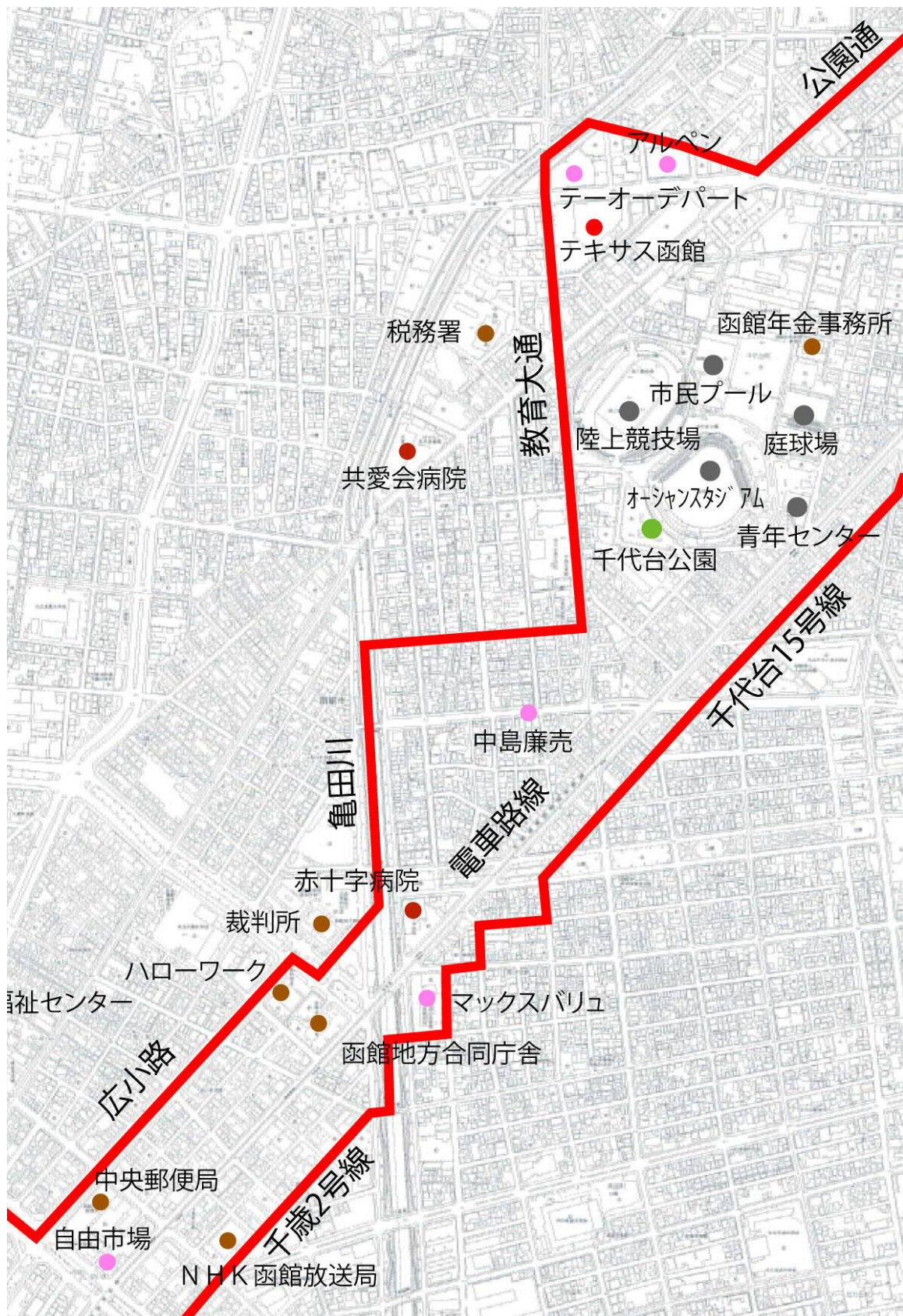
なお，中心市街地内で事業を行うことが確認できる書類を，申込書類に添付すること。

別図 中心市街地の地域および地区

函館駅前・大門地区



函館駅前・大門地区と本町・五稜郭・梁川地区を結ぶ地区



本町・五稜郭・梁川地区



I T・ロボット等活用生産性向上資金

1 目的

この資金は、I T・ロボット等活用による生産性向上（函館市I T・ロボット等活用生産性向上補助金交付要綱第2条第1号の規定による）に取り組む中小企業者等に対し、これに必要な設備資金を融資することにより、経営基盤の強化を図るとともに、本市産業の活性化を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の対象となる者は、函館商工会議所が事業計画に妥当性があると判断した者で、市内に事業所を有し、函館市I T・ロボット等活用生産性向上補助金の専門家派遣型I T・ロボット等設備導入支援事業の交付事業として、I T・ロボット等活用による生産性向上のための設備投資を行う中小企業者等とする。

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途，融資限度額，融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
設備資金	6,000万円	15年以内（3年以内）	別に定める。

- (2) 返済方法 原則として均等分割月賦返済とする。
- (3) 信用保証 必要により保証協会の保証を付けることがある。
- (4) 担保および保証人 取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

【 取 扱 細 目 】

1 申込必要書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式6）
- (3) 最近2年間の決算書（個人の場合 確定申告書の写し，決算書・内訳書等）
- (4) 会社または協同組合等の場合 会社または協同組合等の登記事項証明書
（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (5) 納税証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (6) 函館市IT・ロボット等活用生産性向上補助金の補助金等交付決定通知書の写し
- (7) 導入または改造もしくは改良する機器設備等の見積書の写し等
- (8) その他函館商工会議所が必要と認めるもの

魚種転換支援資金

1 目的

この資金は、イカを原材料として使用した商品を製造または加工する中小企業者等に対し、魚種転換（函館市魚種転換支援事業補助金交付要綱第2条第4号の規定による）するために必要な設備資金を融資することにより、経営基盤の安定を図るとともに、本市産業の活性化を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の対象となる者は、函館商工会議所が事業計画に妥当性があると判断した者で、次のいずれにも掲げるものとする。

- (1) 市内に事業所を有し、イカを原材料として使用した商品を製造または加工する中小企業者等。
- (2) 函館市魚種転換支援事業補助金の製造機械等の導入および改修支援事業の交付事業として、魚種転換による設備投資を行う中小企業者等。

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途，融資限度額，融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
設備資金	6,000万円	15年以内（3年以内）	別に定める。

- (2) 返済方法 原則として均等分割月賦返済とする。
- (3) 信用保証 必要により保証協会の保証を付けることがある。
- (4) 担保および保証人 取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

【 取 扱 細 目 】

1 申込必要書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式6）
- (3) 最近2年間の決算書（個人の場合 確定申告書の写し，決算書・内訳書等）
- (4) 会社または協同組合等の場合 会社または協同組合等の登記事項証明書
（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (5) 納税証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (6) 函館市魚種転換支援事業補助金の補助金等交付決定通知書の写し
- (7) 導入または改造もしくは改修する機械等の見積書の写し等
- (8) 導入または改造もしくは改修する機械等を使用して製造する新商品の生産工程
図
- (9) その他函館商工会議所が必要と認めるもの

協同組合等事業資金

1 目的

この資金は、組合員のために施設の設置・改善を行う協同組合等、または組合事業にあわせて施設の設置・改善を行う組合員に対し、融資することにより協同組合等の育成振興を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の融資の対象となる者は、函館商工会議所が事業計画に妥当性があると判断した協同組合等およびその組合員である中小企業者で、市内に事業所を有し、今後も事業を継続しようとするものとする。

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 資金使途、融資限度額、融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
設備資金	3,000万円 協同組合等は 2億円	15年以内 (3年以内)	別に定める。

(2) 返済方法

原則として均等分割月賦返済とする。

(3) 信用保証

必要により保証協会の保証を付けることがある。

(4) 担保および保証人

取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

【 取 扱 細 目 】

1 融資対象事業

- (1) 協同組合等が行う生産・加工・販売・保管等のための共同施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (2) 協同組合等が行う環境保全施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (3) 協同組合等が行う組合員の福利厚生施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (4) 協同組合等が行う組合員の事業に関する経営および技術の改善向上，または組合事業に関する知識の普及を図るための教育および情報の提供に関する施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (5) 商店街振興組合が行う街路灯，アーケード，駐車場等組合員および一般公衆の利便を図るための施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (6) 共同施設については，3分の2以上の組合員が利用するものに限る。
- (7) 上記(1)～(5)の協同組合等の事業にあわせ，その組合員が行う施設の設置・改善，およびこれに伴う土地の取得等
- (8) その他函館商工会議所が特に必要と認める事業

2 申込必要書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式6）
- (3) 最近2年間の決算書（個人の場合 確定申告書の写し，決算書・内訳書等）
- (4) 見積書
- (5) 設備等の図面
- (6) 土地を融資対象とする場合 土地売買契約書の写し
- (7) 建築確認申請が必要な場合 建築確認申請書・確認済証の写し
- (8) 協同組合等の場合 ・協同組合等の登記事項証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
・総会または理事会の議事録，役員名簿
・組合員名簿（住所，氏名，業種，資本金，従業員数を記載したもの）
- (9) 会社の場合 会社の登記事項証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (10) 現況写真
- (11) 納税証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (12) その他函館商工会議所が特に必要と認めるもの

緊急対策資金

1 目的

この資金は、災害により緊急的な資金を必要としている者に対し、融資することにより中小企業者等の経営基盤の安定を図ることを目的とする。

2 融資対象

この資金の融資の対象となる者は、市内に事業所を有し、今後も事業を継続しようとする次に掲げる者で、災害発生の都度、被害の程度により制度の適用を判断する。

- (1) 地震・風水害・冷害・大規模な経済危機等により被害を受けた中小企業者等
- (2) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた中小企業者等（危機関連保証を利用する場合）
- (3) その他函館商工会議所が第1号に規定する者に類するものとして特に認める中小企業者等

3 融資条件

この資金の融資条件は、次のとおりとする。

- (1) 資金使途，融資限度額，融資期間および融資利率

資金使途	融資限度額	融資期間（うち据置）	融資利率
運転資金	1,000万円	10年以内 (2年以内)	別に定める。
設備資金	3,000万円	15年以内 (3年以内)	

- (2) 返済方法
原則として均等分割月賦返済とする。
- (3) 信用保証
必要により保証協会の保証を付けることがある。
- (4) 担保および保証人
取扱金融機関の定めるところによる。ただし、保証協会の保証を付ける場合は、保証協会の定めるところによる。

4 融資および償還状況の報告

金融機関は、融資の実行と同時に、この資金の融資の状況について融資実行報告書（様式3）および資金返済予定表により函館商工会議所に報告するものとし、繰上償還、条件変更等資金返済予定に変更があった場合には償還状況報告書（様式4）により函館商工会議所に報告するものとする。

【 取 扱 細 目 】

1 融資額

被害の復旧等に要する額とする。

2 申込必要書類

- (1) 申込書（様式1）
- (2) 被災状況等申告書（様式7）
- (3) 最近2年間の決算書（個人の場合 確定申告書の写し，決算書・内訳書等）
- (4) 設備資金の場合 見積書，設備等の図面
- (5) 設備資金で土地を融資対象とする場合 土地売買契約書の写し
- (6) 建築確認申請が必要な場合 建築確認申請書・確認済証の写し
- (7) 会社または協同組合等の場合 会社または協同組合等の登記事項証明書
（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (8) 協同組合等の場合 総会または理事会の議事録，役員名簿
- (9) 協同組合等の場合 組合員名簿（住所，氏名，業種，資本金，従業員数記載のこと。）
- (10) 現況写真またはり災証明書
- (11) 納税証明書（コピー不可，発行後3ヶ月以内のもの）
- (12) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定を受けた場合
認定書の写し
- (13) その他函館商工会議所が特に必要と認めるもの

補 則

1 協 議

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が関係機関と協議して定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月22日から施行し、平成21年12月4日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の函館市中小企業融資制度要綱の規定により融資を実行しているみずほ銀行函館支店については、当該融資の残高を有する日までの間、改正前の函館市中小企業融資制度要綱第8条および取扱細目5その他（5）の規定は、なおその効力を有する。

様式1

申込No.

(函館商工会議所提出用)

函館市中小企業融資制度（融資・融資あっせん）申込書

令和 年 月 日

函館商工会議所 様

函館市中小企業融資制度による（融資・融資あっせん）を受けたいので、次のとおり申し込みいたします。

現住所		電話	
営業所		電話	
法人名	フリガナ		
代表者氏名	フリガナ		
創業	個人	年 月 日	・ 法人 年 月 日
業種	(主な営業品目)		
資本金	万円	従業員	常用 人 ・ 臨時 人

融資受付金融機関名		担当者名		電話	—
融資希望資金名	<input type="checkbox"/> 一般支援資金（運転・設備）				
	<input type="checkbox"/> 小口ファイト資金（運転・設備）				
	<input type="checkbox"/> 産業活性化資金 <input type="checkbox"/> チャレンジ資金（運転・設備）				
	<input type="checkbox"/> IT・ロボット等活用生産性向上資金 <input type="checkbox"/> 魚種転換支援資金				
	<input type="checkbox"/> 協同組合等事業資金 <input type="checkbox"/> 緊急対策資金（運転・設備）				
融資希望金額				円	優遇利率適用 <input type="checkbox"/> 有()
返済方法	一括 ・ 割賦 年 カ月（うち据置)				
資金使途	運 転	1 商品・材料の仕入れ 2 買掛・手形の決済 3 人件費（給料・賞与）の支払い 4 外注費の支払い 5 諸経費の支払い 6 その他()			
	設 備	1 建物（店舗、工場、事務所等）の ア新築 イ増築 ウ改築 2 機械の購入 3 什器・備品の購入 4 営業用車両の購入 5 その他()			
連帯保証人	氏名		住所		職業
	氏名		住所		職業
担 保	名称		所在地		

※市税納税証明書の添付チェック

函館市中小企業融資制度融資あっせん書

令和 年 月 日

(取扱金融機関) 様

函館商工会議所 印

次のとおり、函館市中小企業融資制度による融資希望がありますので、よろしくお願いたします。

申 込 番 号	
資 金 名	
申 込 者 住 所	
融資申込企業名	
代 表 者 氏 名	
融 資 希 望 額	円
※ 融 資 利 率	年 %以内
※ 市預託予定額	

本あっせん書の有効期限は当該年度内に限ります。

※ 融資実行時期により変わる場合があります。

(函館商工会議所 担当： 電話 23-1181)

函館市中小企業融資制度融資実行報告書

令和 年 月 日

函館商工会議所 様

金融機関名

代表者（本・支店長）名

印

このことについて、下記のとおり融資実行いたしましたので報告いたします。

申込番号		
現住所		
営業所		
融資企業名 代表者氏名		
融資金額	円	
融資利率	年 %	
融資期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	うち据置 年 カ月
資金の種類	<input type="checkbox"/> 一般支援資金（運転・設備）	
	<input type="checkbox"/> 小ロファイト資金（運転・設備）	
	<input type="checkbox"/> 産業活性化資金 <input type="checkbox"/> チャレンジ（運転・設備）資金	
	<input type="checkbox"/> IT・ロボット等活用生産性向上資金 <input type="checkbox"/> 魚種転換支援資金	
	<input type="checkbox"/> 協同組合等事業資金 <input type="checkbox"/> 緊急対策（運転・設備）資金	
信用保証協会の保証付の有無	有 ・ 無	
資金使途の 具体的内容		
償還方法	<input type="checkbox"/> 年 月 日を第一回とし、以後毎月 日に（元金・元利）均等 金 円宛割賦返済し、 回払で期日にて完済する。 ただし、初回・最終回は、金 円とする。	
	<input type="checkbox"/> 期日一括返済	

様式4

函館市中小企業融資制度 償還状況報告書
(令和 年 月分)

令和 年 月 日

函館商工会議所 様

金融機関名

代表者(本・支店長)名

印

このことについて、下記のとおり報告いたします。

■月中繰上償還者は次のとおりです。

資金名	氏名	貸付金額	貸付年月日	完済年月日
		円	年 月 日	令和 年 月 日
		円	年 月 日	令和 年 月 日
		円	年 月 日	令和 年 月 日

■月中条件変更等があった者は次のとおりです。

資金名	氏名	貸付金額	貸付年月日	変更内容等
		円	年 月 日	
		円	年 月 日	
		円	年 月 日	

様式 5

新規開業等事業計画書

令和 年 月 日

申込人 住 所 _____

氏 名 _____

開業形態	個人・法人	商号		資本金	千円
事業所開設住所				電話	()
開設(予定)年月日	年 月 日			事業開始届の有無	有・無
業 種		取扱品		仕入先	
従業員数		名			
事業協力者の住所・氏名・勤務先					

1 創業準備の着手状況(下記の該当事項に○印を付けて下さい)

- | | |
|---|--|
| <p>ア 設備機械器具等発注済である。</p> <p>イ 土地・店舗を買収するための頭金等支払済である。</p> <p>ウ 土地・店舗を買収するための権利金・敷金が支払済である。</p> <p>キ その他 (具体的に記入してください)</p> | <p>エ 商品・原材料の仕入を行っている。</p> <p>オ 事業に必要な許認可を受けている。</p> <p>カ 事業に必要な許認可等の申請が受理されている</p> |
|---|--|

2 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人件費等	千円	
その他の資金	千円	
計	A 千円	

3 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 〔 自己・新築 買取・賃貸 〕	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成)年月日	
事業用不動産	土地	m ²		千円	・ ・	・ ・	
	建物	m ²		千円	・ ・	・ ・	
	計	B (取得に要する資金)			千円		
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注元	設置(完成)年月日
什器備品等・ 機械器具・							
	計	C (金額)				千円	

4 必要資金計画

$$A + B + C = \underline{D} \quad \text{千円}$$

5 資金調達計画

事業に充てるための自己資金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金額	種 類	金額
			千円	有価証券 ()	千円
			千円	()	千円
			千円	その他(具体的に)	千円
			千円		
	自 己 資 金 合 計			千円	
借 入 金 等	借 入 先	年 利	借 入 額	毎月返済額	借 入 期 間
	チャレンジ資金	%	千円	千円	・ ~ ・
		%	千円	千円	・ ~ ・
		%	千円	千円	・ ~ ・
		%	千円	千円	・ ~ ・
	借 入 金 等 合 計			千円	調 達 資 金 合 計
					D
					千円

6 収支計画(事業開始後1年分)

収 入	
売上高	千円
工賃収入	
雑収入	
計	千円

支 出	
仕入高	千円
外注工賃	
人件費	
その他費用	
利益	
計	千円

7 販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法
	年 千円	
	年 千円	
	年 千円	

主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
	年 千円	
	年 千円	
	年 千円	

8 補足説明

1. 創業・新事業展開の動機・経緯、2. 創業する直前の職業、3. 事前に必要な知識・技術・ノウハウの習得等、 4. 法人設立の場合の出資者及び出資額、5. その他補足説明したいことを記入してください。
1. 創業・新事業展開の動機・経緯／
2. 創業する直前の職業／
3. 事前に必要な知識・技術・ノウハウの習得等／
4. 法人設立の場合の出資者及び出資額／
5. その他／

事業計画書

企業名	
-----	--

(連絡先：氏名 _____ ， 電話 _____)

I 借入理由（設備内容等）

II 計画区分

1 土地購入	購入時期 年 月 日
2 建物 ①新築 ②増築 ③改築	建物用途
3 機械・器具の購入	名称
4 備品・什器の購入	名称
5 その他	

III 計画概要

(工期 年 月 日 ～ 年 月 日)

		現 況	計	画
設置場所				
敷地面積		m ²		m ²
建物構造				
建物の 利用 区分		m ²		m ²
		m ²		m ²
		m ²		m ²
		m ²		m ²
	計	m ²		m ²

IV 事業展開中の店舗・工場等

施設区分	所在地	事業内容

V 資金計画

所要資金		資金調達計画		
土地	千円	自己資金		千円
建物	千円	借入 金	本資金	千円
機械・器具	千円			千円
備品・什器	千円			千円
その他	千円	その他		千円
計	千円	計		千円

VI 利益計画

(単位:千円)

	実績(2年前) 年月～年月	実績(前年) 年月～年月	計画(1年次) 年月～年月	計画(2年次) 年月～年月
売上高 A				
売上原価 B				
売上総利益 A-B=C				
営業費 D				
営業利益 C-D=E				
営業外損益 F				
特別損益 G				
税引前利益 E+F+G				

Ⅶ 雇用計画

	現 況	1年次	2年次
男			
女			
計			

注)

- ・ 法人の場合、役員は除く。
- ・ 個人の場合、家族は除く。
- ・ 雇用形態がパートであっても、毎日勤務であれば従業員とする。

Ⅷ 借入状況 (年 月 日現在)

金融機関名	借入残高
	千円
合 計	

Ⅸ 計画実施による効果

- 1 売上の増加
- 2 生産性の向上
- 3 経費の削減
- 4 サービスの向上
- 5 事務・作業の効率化
- 6 その他 ()

様式7

被災状況等申告書

企業名（氏名）	
---------	--

災害等の名称	
--------	--

資金借入理由 運 転 ・ 設 備	
---------------------	--

○被害状況（直接被害）

（単位：千円）

区 分	被 害 額	被害の内容等	復 旧 額	復旧の内容等
建物・ 構築物等				
機械装置				
工具器具 什器備品				
商品・ 原材料				
計				

○被害状況（間接被害）

（単位：千円）

項 目	金 額	項 目	金 額
		計	

○復旧資金計画

（単位：千円）

		設 備 資 金	運 転 資 金
借 入 金			
自 己 資 金			
その他（ ）			
合 計			

○借入状況（令和 年 月 日現在）

（単位：千円）

金 融 機 関 名	借 入 残 高	金 融 機 関 名	借 入 残 高
		計	

経営改善等確認書

令和 年 月 日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

中小企業者 住所
氏名

上記の中小企業者は、下記のとおり、当機関の経営指導を受け、経営改善に努めていることから、函館市中小企業融資制度において、_____資金の優遇利率を適用します。

記

【経営指導内容】

【経営改善内容】

機関名

印

経営改善等確認書

令和 年 月 日

様

中小企業者 住所
氏名

上記の中小企業者は、下記のとおり、当機関の経営指導を受け、経営改善に努めていることから、函館市中小企業融資制度において、_____資金の優遇利率を適用願います。

記

【経営指導内容】

【経営改善内容】

機関名

印

※ 経営指導している機関と融資を実行する金融機関が同一の場合には、金融機関あての確認書を省略することができます。

< 参 考 >

中小企業信用保険法第2条第1項第2号に規定する政令で定める業種ならびにその業種ごとの資本の額もしくは出資の総額および従業員数は、次の表のとおりである。

業 種	資本の額または 出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ 製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円	900人
ソフトウェア業および情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人

※ 資本金または従業員数が基準以下である場合、中小企業者に該当する。